

交	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

交 企 第 1 号  
令 和 6 年 4 月 1 日

交 通 部 内 所 属 長 殿  
各 警 察 署 長

交 通 部 長

#### 自動車運転代行業関係事務取扱要領の制定について

自動車運転代行業の業務に関する事務取扱要領及び自動車運転代行業の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表については、「自動車運転代行業関係事務取扱要領の制定について」（令和4年12月21日付け交企第372号）及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表について」（平成27年3月26日付け青警本交企第817号）（以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号）、古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）及び国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）が本日から施行されることに伴い、当該事務の取扱要領等を別添のとおり見直し、本日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達については廃止する。

担当：交通企画課交通安全対策2係

## 別添

### 自動車運転代行業関係事務取扱要領

#### 第1 趣旨

この要領は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「令」という。）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号。以下「省令」という。）等の関係法令に基づく自動車運転代行業に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- 1 県知事 青森県知事をいう。
- 2 公安委員会 青森県公安委員会をいう。
- 3 警察本部長 青森県警察本部長をいう。
- 4 交通部長 青森県警察本部交通部長をいう。
- 5 交通企画課長 青森県警察本部交通部交通企画課長をいう。
- 6 警察署長 主たる営業所の所在地を管轄する警察署の署長をいう。
- 7 交通企画課 青森県警察本部交通部交通企画課をいう。

#### 第3 事務取扱責任者

##### 1 事務取扱責任者の設置

交通企画課及び警察署に事務取扱責任者を置き、交通企画課は交通安全対策担当の課長補佐を、警察署は交通課長又は交通課長代理をそれぞれもって充てる。

##### 2 事務取扱責任者の任務

- (1) 事務取扱責任者は、自動車運転代行業関係事務の適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事務取扱責任者は、自動車運転代行業関係の事務を担当する職員の事務処理について管理・指導するものとする。

#### 第4 簿冊

##### 1 交通企画課に備え付ける簿冊

交通企画課に備え付ける簿冊は、自動車運転代行業認定台帳綴（以下「認定台帳綴」という。）、自動車運転代行業管理台帳綴（以下「管理台帳綴」という。）、自動車運転代行業廃業業者等綴（以下「廃業業者等綴」という。）、自動車運転代行業認定拒否・取消業者綴（以下「拒否・取消業者綴」という。）及び自動車運転代行業関係受理簿（本部用）（別記様式第1号。以下「本部受理簿」という。）とする。

## 2 警察署に備え付ける簿冊

警察署に備え付ける簿冊は、認定台帳綴、管理台帳綴、廃業業者等綴及び自動車運転代行業関係受理簿（警察署用）（別記様式第2号。以下「署受理簿」という。）とする。

## 第5 認定申請に係る手続

### 1 認定申請書類

- (1) 法第4条に規定する認定を申請する者又は法人（以下「申請者」という。）が提出する書類は、認定申請書（規則別記様式第1号）に令、規則及び省令に規定する書類を添付するものとする（以下「認定申請書等」という。）。
- (2) 認定申請書等のうち、規則第5条第1項第1号に規定する書面は、誓約書（別記様式第3号）とし、規則第5条第1項第2号に規定する医師の診断書は、診断書（別記様式第4号）又は精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載した精神機能の障害に関する医師の診断書によるものとする。
- (3) 自動車運転代行業に係る安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）については、青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年5月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）に定めるところによるものとし、県規則第3条に定める自動車の運転の管理に関する経歴を証明するものとは、運転管理経歴書（別記様式第5号）の提出によるものとする。

なお、申請者と安全運転管理者等が同一の場合は、規則第5条第2項第1号イに規定する住民票の写しを省略するものとする。

- (4) 認定申請に係る手数料については、青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例（平成14年3月青森県条例第3号）の規定に基づき、申請者が手数料納付書（別記様式第6号）に青森県収入証紙を貼付し、納入するものとする。
- (5) 認定の申請に係る添付書類の住民票の写しについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による個人番号の利用範囲が極めて限定的であり、本件に関して提出される住民票には個人番号の記載が不要であることに留意すること。

なお、個人番号が記載された住民票写しの提出を受けた場合は、提出者に対し、個人番号記載部分にマスキング等の措置を施すよう教示し、マスキング等を行わせた上で提出させること。

### 2 受理

- (1) 警察署長は、申請者から、認定申請書等及び手数料納付書の提出を受けたときは、認定申請書等の記載誤りや添付書類の不備を「自動車運転代行業認定申請点検表」（別記様式第7号。以下「点検表」という。）で点検した上でこれを受理し、署受理簿に必要事項を記載するとともに、認定申請書等の写しを作成するものとする。
- (2) 警察署長は、受理した認定申請書等、手数料納付書及び点検表を書類等送付書（別記様式第8号。以下「送付書」という。）により交通企画課長に送付し、署受理簿

に記載するものとする。

- (3) 認定申請書等の送付を受けた交通企画課長は、本部受理簿に必要事項を記載し、当該申請に係る認定台帳（別記様式第9号）を作成するものとする。

### 3 審査

- (1) 交通企画課長は、認定申請書等の確認や申請者に係る法第3条に規定する欠格事由該当の有無について、市町村や警察本部関係各課に照会の上、その結果を基に、認定のための審査を行うものとする。
- (2) 申請者の身上調査に係る市町村への照会については、身上調査照会書（別記様式第10号）により行うものとする。

### 4 県知事との協議

交通企画課長は、審査の結果をもって、認定に関する協議書（別記様式第11号）により、申請者の認定又は認定の拒否について県知事と協議し、同意を得るものとする。

## 第6 認定及び認定の拒否

交通部長は、審査の結果及び第5の4の県知事協議の同意を得て、認定又は認定の拒否をするものとする。

### 1 認定

- (1) 交通企画課長は、申請者が認定を受けたときは、警察署長に速やかに連絡するとともに、認定通知書（別記様式第12号）、認定台帳の写し及び管理台帳（別記様式第13号）を送付書により警察署長に送付し、当該認定通知書の写し、認定台帳及び管理台帳（認定申請書等を添付）を簿冊に保管するものとする。
- (2) 警察署長は、交通企画課長から認定に係る連絡を受けたときは、速やかに被認定者に認定を連絡の上、認定通知書を交付し、当該被認定者から通知等受領書（別記様式第14号。以下「受領書」という。）を受領して、送付書により交通企画課長に送付し、署受理簿及び認定台帳の写しに必要事項を記載するものとする。

なお、被認定者に対して認定通知書を交付する際、標識（規則別記様式第2号）を作成し、当該標識を主たる営業所の見やすい箇所に掲示するよう教示すること。

- (3) 警察署長は、交通企画課長から送付された認定台帳の写し及び管理台帳（第5の2(1)で作成した認定申請書等の写しを添付）を簿冊に保管するものとする。
- (4) 交通企画課長は、警察署長から送付を受けた上記(2)の受領書を認定台帳綴に保管するものとする。

### 2 認定の拒否

- (1) 交通企画課長は、申請者が認定を拒否されたときは、警察署長に速やかに連絡するとともに、認定に関する通知書（別記様式第15号）及び認定台帳の写しを送付書により警察署長に送付し、当該認定に関する通知書の写し及び認定台帳（認定申請書等を添付）を拒否・取消業者綴に保管するものとする。
- (2) 警察署長は、交通企画課長から認定に関する通知書を受領したときは、速やかに申請者にこれを交付して認定の拒否を通知し、当該申請者から受領書を受領して、送付書により交通企画課長に送付するものとする。また、その状況を認定台帳に記載するものとする。

- (3) 警察署長は、交通企画課長から送付された認定台帳の写し（第5の2(1)で作成した認定申請書等の写しを添付）を廃業業者等綴に保管するものとする。
- (4) 交通企画課長は、警察署長から送付を受けた上記(2)の受領書を拒否・取消業者綴に保管するものとする。

## 第7 変更の届出

法第8条の規定による変更の届出は、変更届出書（規則別記様式第3号）及び変更事項を疎明する書類（以下「変更届出書等」という。）の提出によるものとする。

なお、標識の内容に係る変更の届け出の場合は、届出者に対して、新たに標識を作成するように教示すること。

### 1 警察署への届出

- (1) 警察署長は、変更届出書等の提出を受けたときは、変更届出書等の記載誤りや添付書類の不備について確認した上でこれを受理し、署受理簿及び管理台帳に必要事項を記載の上、送付書により変更届出書等を交通企画課長に送付し、変更届出書等の写しを管理台帳綴に保管するものとする。
- (2) 変更届出書等の送付を受けた交通企画課長は、本部受理簿及び管理台帳に必要事項を記載し、届出された変更事項について確認した上で、不備がなければ変更届出に関する通知書（別記様式第16号）により県知事に通知し、当該変更届出書等を管理台帳に保管するものとする。

### 2 警察行政手続サイトによる届出

- (1) 警察署長は、警察行政手続サイトにより申請メールを受信したときは、変更届出書等を印刷し、受信確認メールを申請者及び交通企画課へ送信するものとする。
- (2) 受理要領及び県知事への通知については、上記1を準用するものとする。

## 第8 廃業等の届出

法第9条の規定による廃業等の届出は、廃業等届出書（規則別記様式第4号）の提出によるものとする。

- 1 警察署長は、廃業等届出書の提出を受けたときは、廃止の事由を確認した上でこれを受理し、署受理簿及び管理台帳に必要事項を記載し、送付書により廃業等届出書を交通企画課長に送付するものとする。また、廃業等届出書の写し、当該自動車運転代行業者の認定台帳及び管理台帳（添付書類を含む）を廃業業者等綴に保管するものとする。
- 2 交通企画課長は、当該廃業等届出書を受領したときは、本部受理簿及び管理台帳に必要事項を記載し、廃業等届出書及び当該自動車運転代行業者に係る管理台帳（添付書類を含む）を廃業業者等綴に保管するものとする。
- 3 交通企画課長は、廃業等の届出に関する通知書（別記様式第17号）により、県知事に通知するものとする。

## 第9 報告及び立入検査

- 1 法第21条の規定による報告及び立入検査に関しては、自動車運転代行業の営業所へ

の立入検査等に関する規程（平成14年5月青森県公安委員会規程第5号）に定めるところによるものとする。

- 2 法第14条に規定する運転代行業務従事者の従事制限については、誓約書（運転代行業務従事者用）（別記様式第18号）によるものとし、報告及び立入り検査の際に営業所に備え付けているか確認するものとする。

## 第10 不利益処分等

公安委員会が、法第7条（認定の取消し）、法第22条（指示）、法第23条（営業の停止）及び法第24条（営業の廃止）の規定による不利益処分を行う時は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び青森県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年12月青森県公安委員会規則第9号。以下「聴聞規則」という。）に定める手続きによるものとする。また、指示や営業停止命令等に係る基準等については、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準について」（令和6年3月14日付け交企第510号。以下「営業停止命令等通達」という。）によるものとする。

### 1 認定の取消し

- (1) 法第7条に規定する認定の取消しを行うときは、聴聞を行うものとし、聴聞に関する事務は交通企画課長が行うものとする。
- (2) 交通企画課長は、認定の取消しに係る聴聞を主宰しようとするときは、行政処分聴聞主宰伺（別記様式第19号）に取消し事由を疎明する証拠書類を添えて、警察本部長を経由して公安委員会に上申するものとする。
- (3) 交通企画課長は、聴聞の実施決定を受けたときは、処分対象の自動車運転代行業者（以下「処分対象業者」という。）に対する聴聞通知書（聴聞規則別記様式第6号）を作成し、送付書により、その示達を警察署長に依頼するものとする。
- (4) 警察署長は、聴聞通知書の示達の依頼を受けたときは、処分対象業者に聴聞通知書を交付し、当該処分対象業者から受領書を受領して、これを送付書により交通企画課長に送付するものとする。
- (5) 交通部長は、認定の取消しをしようとするときは、認定取消しに関する協議書（別記様式第20号）により県知事と協議を行うものとする。
- (6) 交通企画課長は、上記(5)の県知事協議による同意及び聴聞の結果により、行政処分の必要があると認めるときは、行政処分決定伺（別記様式第21号）により警察本部長を経由して公安委員会に上申するものとする。

交通企画課長は、認定取消しの処分を決定したときは、認定取消処分通知書（別記様式第22号。以下「取消通知書」という。）を作成し、送付書により、警察署長に対し、処分対象業者への取消通知書による取消処分の通知を依頼するものとする。

- (7) 認定取消処分の通知の依頼を受けた警察署長は、処分対象業者に取消通知書を交付し、処分対象業者から受領書を受領して、送付書により交通企画課長に送付するものとする。

### 2 指示、営業の停止、営業の廃止

- (1) 弁明の機会の付与

ア 交通企画課長は、指示（法第22条第1項）、営業の停止（法第23条第1項）及び営業の廃止（法第24条第1項）の不利益処分を行う時は、聴聞規則に基づき、自動車運転代行業者に対する弁明の機会の付与に係る事務を行うものとする。

イ 交通企画課長は、公安委員会が行う処分対象業者への弁明の機会の付与について、これに係る弁明通知書（聴聞規則別記様式第16号）を作成し、送付書により、処分対象業者への当該弁明通知書の交付を警察署長に依頼するものとする。

ウ 弁明通知書の交付依頼を受けた警察署長は、処分対象業者に弁明通知書を交付して、当該処分対象業者から受領書を受領して、送付書により交通企画課長に送付するものとする。

エ 処分対象業者が、口頭による弁明を申し出た場合は、聴聞規則に定めるところにより、口頭による弁明の機会を与えるものとする。

## (2) 指示に係る処分

ア 交通企画課長は、弁明の結果により、法第22条第1項の指示に係る行政処分の必要があると認めるときは、行政処分決定伺により警察本部長を経由して公安委員会に上申するものとし、指示の処分が決定したときは、指示書（別記様式第23号）を作成し、送付書により、警察署長に対しその交付を依頼するものとする。

イ 交通企画課長は、指示を行った場合は、指示に関する通知書（別記様式第24号）により県知事に通知するものとする。

## (3) 営業の停止及び営業の廃止に係る処分

ア 交通部長は、法第23条第1項の規定による営業の停止又は法第24条第1項の規定による営業の廃止の処分をするときは、営業停止命令に関する協議書（別記様式第25号）又は営業廃止命令に関する協議書（別記様式第26号）により県知事と協議を行うものとする。

イ 交通企画課長は、上記アの県知事協議による同意及び弁明の結果により、行政処分の必要があると認めるときは、行政処分決定伺により警察本部長を経由して公安委員会に上申するものとする。

交通企画課長は、法第23条第1項の規定による営業の停止又は法第24条第1項の規定による営業の廃止の処分が決定したときは、営業停止命令書（別記様式第27号）又は営業廃止命令書（別記様式第28号）を作成し、送付書により警察署長に対しその交付を依頼するものとする。

## (4) 指示書等の交付

上記(2)ア及び(3)イにより、指示書、営業停止命令書又は営業廃止命令書の交付の依頼を受けた警察署長は、処分対象業者にこれを交付し、処分対象業者から受領書を受領して、送付書により交通企画課長に送付するものとする。

## 3 指示に係る県知事からの通知の取扱い

(1) 交通企画課長は、県知事から法第22条第2項の規定による指示の通知に係る書面を受領した場合は、管理台帳に必要事項を記載した上、当該書面を保管するとともに、送付書により警察署長に關係書類の写しを送付するものとする。

(2) 上記(1)により、交通企画課長から關係書類の送付を受けた警察署長は、当該關係書類を保管するものとする。

#### 4 注意

- (1) 交通企画課長は、指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合には、自動車運転代行業者に対して注意を行うものとする。  
なお、注意に関する基準については、営業停止命令等通達によるものとする。
- (2) 交通企画課長は、注意を行う場合は、注意書（別記様式第29号）を作成し、送付書により警察署長に対しその交付を依頼するものとする。
- (3) 注意書の交付の依頼を受けた警察署長は、対象の自動車運転代行業者にこれを交付し、当該自動車運転代行業者から受領書を受領して、送付書により交通企画課長に送付するものとする。

#### 5 処分移送通知

- (1) 法第25条第1項の規定により公安委員会が行う処分移送通知に係る事務は、交通企画課長が行うものとし、当該通知は処分移送通知書（規則別記様式第6号）により行うものとする。
- (2) 交通企画課長は、法第25条第2項の規定により他の公安委員会から処分移送通知書の送付を受けたときは、処分対象自動車運転代行業者に対し、速やかに当該通知に係る処分の手続きを行うものとする。  
なお、自動車運転代行業者の主たる営業所が他の公安委員会の管轄区域外に変更されているときは、交通企画課長は、上記(1)の措置を講ずるものとする。

#### 6 処分状況の管理

交通企画課長及び警察署長は、認定の取消し、営業の廃止、営業の停止及び指示の状況並びに注意の状況等を明らかにするため、管理台帳に必要事項を記載の上、必要書類の写し等を保管するものとする。

### 第11 行政処分の公表

#### 1 公表の対象となる行政処分

- (1) 公表の対象となる行政処分は、次のアからエに掲げる行政処分（以下「公表対象処分」という。）とする。
  - ア 認定の取消し（法第7条第1項）
  - イ 指示処分（公安委員会が行うものに限る。）（法第22条第1項・第25条第2項第1号）
  - ウ 営業停止命令（法第23条第1項・第25条第2項第2号）
  - エ 営業廃止命令（法第24条第1項・第25条第2項第3号）
- (2) (1)のアからエまでに掲げる行政処分であっても、法第7条第2項及び法第28条等、法第23条第3項及び法第28条等又は法第24条第2項及び法第28条等の規定による同意又は法第23条第2項及び法第28条等による県知事からの要請に際し、県知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合には、公表しないものとする。  
また、(1)のアからエまでに掲げる行政処分であっても、公安委員会において当該処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合には、公表しないものとする。



## 2 公表の方法等

- (1) 公表対象処分を行った公安委員会は、県警のホームページに別記様式第30号を掲載することにより公表するものとする。  
ただし、当該ホームページには、県のホームページへのリンクを設け、「自動車運転代行業者に対しては、県知事が行政処分を行う場合もありますので、こちらも御覧ください。」との記載を設けるものとする。
- (2) 公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して2年間とする。
- (3) 行政処分の公表については、安全運転管理者講習等の機会を通じ自転車運転代行業者に対し、行政処分が公表されることとなっていることについて周知すること。

## 第12 その他

- 1 この要領以前に使用している認定台帳、受理台帳、交付・返納台帳及び削除簿は、そのまま保管するものとし、改めて作成し直す必要はないものとする。
- 2 この要領の運用に関し必要な事項は、別に定める。

自動車運転代行業関係受理簿（本部用）（ 年 月）

番号	受理日	受理事由		送付警察署	営業所名 (認定番号)	審査日	通知日	認定通知書 等送付日	備考
			変更事項						
		<input type="checkbox"/> 認定申請 <input type="checkbox"/> 手数料納付書 <input type="checkbox"/> 変更届 ( <input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト ) <input type="checkbox"/> 廃業等届出書 <input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 1号 (氏名等) <input type="checkbox"/> 2号 (営業所) <input type="checkbox"/> 3号 (保険) <input type="checkbox"/> 4号 (安管) <input type="checkbox"/> 5号 (法人役員) <input type="checkbox"/> 6号 (車両)						
		<input type="checkbox"/> 認定申請 <input type="checkbox"/> 手数料納付書 <input type="checkbox"/> 変更届 ( <input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト ) <input type="checkbox"/> 廃業等届出書 <input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 1号 (氏名等) <input type="checkbox"/> 2号 (営業所) <input type="checkbox"/> 3号 (保険) <input type="checkbox"/> 4号 (安管) <input type="checkbox"/> 5号 (法人役員) <input type="checkbox"/> 6号 (車両)						
		<input type="checkbox"/> 認定申請 <input type="checkbox"/> 手数料納付書 <input type="checkbox"/> 変更届 ( <input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト ) <input type="checkbox"/> 廃業等届出書 <input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 1号 (氏名等) <input type="checkbox"/> 2号 (営業所) <input type="checkbox"/> 3号 (保険) <input type="checkbox"/> 4号 (安管) <input type="checkbox"/> 5号 (法人役員) <input type="checkbox"/> 6号 (車両)						
		<input type="checkbox"/> 認定申請 <input type="checkbox"/> 手数料納付書 <input type="checkbox"/> 変更届 ( <input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト ) <input type="checkbox"/> 廃業等届出書 <input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 1号 (氏名等) <input type="checkbox"/> 2号 (営業所) <input type="checkbox"/> 3号 (保険) <input type="checkbox"/> 4号 (安管) <input type="checkbox"/> 5号 (法人役員) <input type="checkbox"/> 6号 (車両)						
		<input type="checkbox"/> 認定申請 <input type="checkbox"/> 手数料納付書 <input type="checkbox"/> 変更届 ( <input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト ) <input type="checkbox"/> 廃業等届出書 <input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 1号 (氏名等) <input type="checkbox"/> 2号 (営業所) <input type="checkbox"/> 3号 (保険) <input type="checkbox"/> 4号 (安管) <input type="checkbox"/> 5号 (法人役員) <input type="checkbox"/> 6号 (車両)						

## 自動車運転代行業関係受理簿（警察署用）（ 年 月）

番号	受理日 受理者	警察行政 手続サイト	受理事由	営業所名 (認定番号)	交通企画課 送付日	認定通知書 等交付	備考
	受理日	メール受信日	<input type="checkbox"/> 認定申請 ・署受理番【            】 ・本部受理番【            】	(                    )		交付日	
	受理者	受信確認送信日	<input type="checkbox"/> 手数料納付書 <input type="checkbox"/> 変更届（ <input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト） <input type="checkbox"/> 廃業等届出書 <input type="checkbox"/> （                    ）			送付者	
	受理日	メール受信日	<input type="checkbox"/> 認定申請 ・署受理番【            】 ・本部受理番【            】	(                    )		交付日	
	受理者	受信確認送信日	<input type="checkbox"/> 手数料納付書 <input type="checkbox"/> 変更届（ <input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト） <input type="checkbox"/> 廃業等届出書 <input type="checkbox"/> （                    ）			送付者	
	受理日	メール受信日	<input type="checkbox"/> 認定申請 ・署受理番【            】 ・本部受理番【            】	(                    )		交付日	
	受理者	受信確認送信日	<input type="checkbox"/> 手数料納付書 <input type="checkbox"/> 変更届（ <input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト） <input type="checkbox"/> 廃業等届出書 <input type="checkbox"/> （                    ）			送付者	
	受理日	メール受信日	<input type="checkbox"/> 認定申請 ・署受理番【            】 ・本部受理番【            】	(                    )		交付日	
	受理者	受信確認送信日	<input type="checkbox"/> 手数料納付書 <input type="checkbox"/> 変更届（ <input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト） <input type="checkbox"/> 廃業等届出書 <input type="checkbox"/> （                    ）			送付者	
	受理日	メール受信日	<input type="checkbox"/> 認定申請 ・署受理番【            】 ・本部受理番【            】	(                    )		交付日	
	受理者	受信確認送信日	<input type="checkbox"/> 手数料納付書 <input type="checkbox"/> 変更届（ <input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト） <input type="checkbox"/> 廃業等届出書 <input type="checkbox"/> （                    ）			送付者	

## 誓約書

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第5号に掲げる

精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを誓約します。

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住所

氏名

印

診 断 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、

精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨  
を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

㊞

# 運 転 管 理 経 歴 書

本 籍 (国 籍)			
住 所			
氏 名	年 月 日生		
運 転 管 理 経 歴			
職 名	職 務 内 容	運 転 管 理 経 歴	証 明
		年 月から 年 月まで 年 月間	
		年 月から 年 月まで 年 月間	
		年 月から 年 月まで 年 月間	
		年 月から 年 月まで 年 月間	
		年 月から 年 月まで 年 月間	
運 転 免 許			
免 許 種 別	取 得 年 月 日	交 付 公 安 委 員 会	

年 月 日

青森県公安委員会 殿

手数料納付書

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例（平成14年3月27日青森県条例第3号）の規定により、自動車運転代行業の認定の申請手数料を納入します。

氏名・名称

(認定番号 第 号)

青森県収入証紙

ちょう付欄

(12,000円分)

備考

- 1 氏名・名称欄の氏名について、署名の場合は押印不要です。
- 2 青森県収入証紙は過不足がないようにしてください。

## 自動車運転代行業認定申請点検表

申請者氏名		名 称		番 号	
-------	--	-----	--	-----	--

	添付書類等	法人	個人	注 意 事 項
申請者・営業所所在関係	認定申請書（規則別記様式第1号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	住民票の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 本籍記載、コピー不可、 <u>個人番号未記載</u> ※ 法人は認定申請書記載の役員全員分添付
	営業所の所在が確認できる書類 （営業所と申請者の住所が異なる場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 営業所の賃貸契約書や所有者の承諾書等
	誓約書（別記様式第3号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 法人は認定申請書記載の役員全員分添付
	精神機能の障害に関する医師の診断書 （別記様式第4号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 法人は認定申請書記載の役員全員分添付
	登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	不要	
	定款又はこれに代わる書類	<input type="checkbox"/>	不要	
役員名簿（様式不問）	<input type="checkbox"/>	不要	※ 役員全員の住所・氏名記載 ※ 認定申請書に記載している役員と一致	
車両関係	損害賠償措置（運転代行受託自動車保険、共済等）を講じていることを証明する書面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 代行保険（共済）証券の写し、付保証明書の写し等 ※ 認定申請書に記載の随伴用自動車のナンバーが確認できるもの
	代行保険約款の写し （ジェイ・デイ共済、全国運転代行共済の場合は省略可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 補償内容が <u>対人8,000万円以上、対物200万円以上、車両200万円以上</u> を満たす ※ 契約者が自動車運転代行業者
	随伴用自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 認定申請書に記載された全車両分が添付 ※ 有効期限の確認
安管関係	住民票の写し （安全運転管理者等と認定申請者又は役員が同一の場合は省略）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 年齢等、選任要件を満たすか要確認 ※ 本籍記載、コピー不可、 <u>個人番号未記載</u> ※ 安全運転管理者等に関する届出書作成不要
	運転管理経歴書（別記様式第5号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	運転記録証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 自動車安全運転センターで発行（申込用紙での申請の場合は交付まで10日程度かかる） ※ 3年間又は5年間のもの
手数料	手数料納付書（別記様式第6号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 青森県収入証紙（12,000円分）を納付書に貼付（証紙の金額確認、 <u>消印は交通企画課でするため不要</u> ） ※ 手数料以外の添付書類が全てそろってから提出させる

点検者	警察署	官職	氏名
-----	-----	----	----



年 月 日

殿

書類等送付書

自動車運転代行業に係る下記の書類を送付する。

記

1 申請者等、自動車運転代行業者の氏名・名称	・ (法人の場合、代表者の氏名 )
2 書類の種別	<input type="checkbox"/> 認定申請書等 <input type="checkbox"/> 手数料納付書 ----- <input type="checkbox"/> 変更届出書等 ( <input type="checkbox"/> 警察行政手続サイト) ----- <input type="checkbox"/> 廃業等届出書 (安全運転管理者等証) ----- <input type="checkbox"/> 認定通知書 <input type="checkbox"/> 認定に関する通知書 (認定拒否) ----- <input type="checkbox"/> 聴聞通知書 <input type="checkbox"/> 認定取消処分通知書 ----- <input type="checkbox"/> 弁明通知書 <input type="checkbox"/> 指示書 <input type="checkbox"/> 営業停止命令書 <input type="checkbox"/> 営業廃止命令書 <input type="checkbox"/> 注意書 ----- <input type="checkbox"/> 通知書等受領書 ----- <input type="checkbox"/> その他 ( )

※ 該当する送付書類をチェック☑すること。

認 定 台 帳

申請者	住 所						
	氏名・名称	・					個人 ・ 法人
	法人の代表者				連 絡 先		
受理等	受理警察署			受理日	. .		警察署受理番号
	書類等送付	/			書類等受領	/	
	交通企画課受理番号				番号交付	/	
審査等	手数料処理	/			総合照会	/	
	身上照会	/		(回答受理)			/
	G照会	/		(回答受理)			/
	協議	/		(回答受理)			/
	処理起案	/		決 裁	/		審査結果

認 定	認 定 番 号					
	認 定 の 連 絡	/		申 請 者 へ の 連 絡	/	
	通 知 書 作 成	/		通 知 書 送 付	/	
拒 否	通 知 書 受 理	/		通 知 書 交 付 ・ 受 領 書 徴 収	/	
	受 領 書 送 付	/		受 領 書 受 領	/	
拒 否	通 知 書 作 成	/		通 知 書 送 付	/	
	通 知 書 受 領	/		通 知 書 交 付 ・ 受 領 書 徴 収	/	
	受 領 書 送 付	/		受 領 書 受 領	/	

- ※ 「通知書」は認定の場合は、別記様式第12号「認定通知書」、認定の拒否の場合は、別記様式第15号「認定に関する通知書」とする。
- ※ 太枠内は、交通企画課における事務である。
- ※ 日付及び担当者がわかるよう記載すること。

第 号  
年 月 日

長 殿

青森県公安委員会 印

身 上 調 査 照 会 書

下記の者について、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第3条に規定する自動車運転代行業の要件の審査に際し、身上調査の必要がありますので、別添の身上調査照会回答書記載事項を調査の上、各欄に記入して回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違があっても、同一人であると思われるときは、その旨を備考欄に記載し、その者につき各欄に記入願います。

また、該当者がいないときは、その旨を備考欄に記入願います。

本籍が移動しているときは、移動先の市区町村役場へ転送願います。

記

1 本籍

2 氏名

3 生年月日、性別

年 月 日生 （ 男 ・ 女 ）

4 備考

照会者の所在地

照会担当者

印

(電話 )

年 月 日

青森県公安委員会 殿

長 印

身 上 調 査 照 会 回 答 書

次の者に係る身上調査照会書（ 年 月 日付け 第 号）に  
ついて、下記のとおり回答します。

記

1 本籍

2 住所

3 氏名

4 生年月日、性別

年 月 日生（男・女）

5 前科

有（別紙記載のとおり） ・ 無

6 破産の有無

有 ・ 無

7 備考

照 会 担 当 者	印	市 区 町 村 取 扱 担 当 者	印
-----------	---	-------------------	---

別紙

前 科 (氏名 )

言 渡 年 月 日	確 定 年 月 日	裁 判 所	罪 名	刑 の 種 別 刑 期 金 額 等	恩 赦、 刑 の 執 行 停 止 の 有 無

第 号  
年 月 日

認 定 に 関 す る 協 議 書

殿

青 森 県 公 安 委 員 会 印

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに、文書をもって回答願います。  
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 申請者の氏名又は名称

2 予定している処分の内容

3 理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

第 号

認 定 通 知 書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、  
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定すること  
としたので通知します。

認定番号 第 号

年 月 日

青森県公安委員会 印

管 理 台 帳

認 定 番 号		認 定 日		警 察 署	
住 所					
氏名・名称	個人 ・ 法人				
連 絡 先		法人の担当者			

変 更	変更届 受 理	変更事項	書類等 送 付	書類等 受 理	通 知	備 考
	.		.			
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					

- ※ 太枠は交通企画課における事務である。
- ※ 日付及び担当者がわかるよう記載すること。
- ※ 変更欄が全て埋まった場合は、継続用紙として同様式を使用すること。



廃業等	届出書受理	/	届出者	(続柄)		
	届出事由	廃業等届出書に記載のとおり			届出書送付	/
	届出書受領	/	通知	/		

処分	処分の種別	認定取消	廃止	停止	指示	注意
	処分の上申	/	/	/	/	/
	聴聞日時・場所	/	/	/	/	/
	弁明期限	/	/	/	/	/
	(聴聞・弁明)通知書作成	/	/	/	/	/
	(聴聞・弁明)通知書送付	/	/	/	/	/
	(聴聞・弁明)通知書受領	/	/	/	/	/
	(聴聞・弁明)通知書交付 ・受領書徴収	/	/	/	/	/
	受領書送付	/	/	/	/	/
	受領書受領	/	/	/	/	/
	県知事との協議	/	/	/	/	/
	回答受理	/	/	/	/	/
	処分決定日	/	/	/	/	/
	処分内容	/	/	/	/	/
	県知事への通知	/	/	/	/	/
	通知書・命令書等送付	/	/	/	/	/
	通知書・命令書等受領	/	/	/	/	/
	通知書・命令書等交付 ・受領書徴収	/	/	/	/	/
	受領書送付	/	/	/	/	/
	受領書受領	/	/	/	/	/

- ※ 太枠は交通企画課における事務である。
- ※ 日付及び担当者がわかるよう記載すること。

そ  
の  
他

(違反メモ、処分移送関係)

年 月 日

青森県公安委員会 殿

営業所名

法人の場合、役職

住 所

氏 名

㊟

通 知 書 等 受 領 書

下記の書類については、確かに受領しました。

記

1 書類の種別

( 年 月 日付け 第 号)

2 備考

担当者

係

職・階級

氏名

備考 氏名欄の記載について、受領者は、記名及び押印することに代えて、署名することができる。

第 号

認 定 に 関 す る 通 知 書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、  
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する法律第3条の規定により認定し  
ないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号  
年 月 日

変 更 届 出 に 関 す る 通 知 書

殿

青森県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、以下のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項に基づき通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおり。

取扱者の氏名及び連絡先

第 号  
年 月 日

廃業等の届出に関する通知書

殿

青森県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり廃業等届出書が提出されたので、当該届出書の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。

1 廃業等届出書を提出した自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定番号

(3) 氏名又は名称

(4) 住所

(5) 提出年月日

年 月 日

2 廃止の事由

別添（廃業等届出書の写し）のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

## 誓約書 (運転代行業務従事者用)

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第14条第1項各号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定により、若しくは道路運送法若しくは道路交通法の所定の規定に違反し、若しくは道路交通法の所定の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 最近2年間に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の所定の規定による命令に違反する行為をした者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

印



別記様式第19号

公安委員会				本部長	交通部 通長	交通企 画課長	交通部 管理官	交通 企画官	補佐
委員長		委員		委員					

起案	年 月 日 所屬・職・氏名	⑩
----	---------------	---

行政処分聴聞主宰伺

聴聞期日	年 月 日 時 分から		
聴聞場所			
被聴聞者  (法人の 場合は 代表者)	本籍		
	住所		
	ふりがな	-----	
	氏名 生年月日	年 月 日生	
営業種別		名称	
営業所所在地			
認定及び 年月日 番号	第	年 月 日 号	公安委員会
処分事由並びに 適用法令			
証拠書類			
稼働年数	年	従業員数	人
行政処分歴		前科・前歴	
情状意見			
量定意見			

第 号  
年 月 日

認 定 取 消 し に 関 す る 協 議 書

殿

青森県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、以下のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項の規定に基づき協議します。

意見があれば、年 月 日までに、文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定番号

(3) 氏名又は名称

(4) 住所

2 認定取消しの理由

取扱者の氏名及び連絡先

別記様式第21号

公安委員会					本部長	交通部 通長	交通企 画課長	交通部 管理官	交通 企画官	補佐
委員長		委員		委員						

起案	年 月 日 所属・職・氏名	㊟
----	---------------	---

行政処分決定伺

年 月 日主宰の（ 聴聞 ・ 弁明 ）の結果に基づき、次のとおり行政処分を決定してよろしいかお伺いします。

記

被処分者の住所、氏名及び年齢	営業種別	処分事由	処分別

第 号

認 定 取 消 処 分 通 知 書

認 定 年 月 日

認 定 番 号

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

指 示 書

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項  
第25条第2項第1号 の規定に  
より、以下のとおり指示します。

指示事項

理由

年 月 日

青森県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号  
年 月 日

指 示 に 関 す る 通 知 書

殿

青森県公安委員会 印

年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第22条第1項  
第25条第2項第1号 の規定により、以下のとおり指示を行ったので通知します。

1 指示を行った自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定番号

(3) 氏名又は名称

(4) 住所

2 指示事項等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先



別紙

指 示 年 月 日	年 月 日
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

※ その他参考事項欄には、当該自動車運転代行業者の行政処分歴、現在の累積点数等を記載すること。

第 号  
年 月 日

営 業 停 止 命 令 に 関 する 協 議 書

殿

青 森 県 公 安 委 員 会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項  
第25条第2項第2号 の規定に

より、以下のとおり営業停止命令を行う予定であるので協議します。

意見があれば、 年 月 日までに、文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定番号

(3) 氏名又は名称

(4) 住所

2 営業停止命令の内容等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

別紙

命 令 年 月 日 ( 予 定 )	年 月 日
営業停止命令の内容	
営業停止命令を行う理由	
その他参考事項	

※ 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

第 号  
年 月 日

営 業 廃 止 命 令 に 関 す る 協 議 書

殿

青森県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項  
第25条第2項第3号 の規定に

より、以下のとおり営業廃止命令を行う予定であるので協議します。

意見があれば、 年 月 日までに、文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業廃止命令の対象となる者

2 営業廃止命令を行う理由

取扱者の氏名及び連絡先

第 号

営 業 停 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 第25条第2項第2号 の規定に

より、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から 日間  
年 月 日まで

3 理由

年 月 日

青森県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

営 業 廃 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項  
第25条第2項第3号 の規定に  
より、下記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

青森県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



第 号

注 意 書

住所

氏名又は名称

殿

あなたの経営する自動車運転代行業において、下記のような行為が確認された。  
このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。

今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。

記

(違反行為の概要及び関係法令の規定について記載)

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部

別記様式第30号

被 処 分 者	認 定 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	
	主たる営業所が所在する市区町村	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。